

## 地域職業訓練センター、コンピュータ・カレッジの地方自治体への移管について

### ○ 地域職業訓練センター

- (1) 地方自治体への譲渡については、建物の時価から解体費用を差し引いた額で譲渡することとし、その結果、82施設のうち80施設が無償となった。
- (2)① 地方自治体への譲渡前の修繕は、必要な修繕を実施した上で譲渡
  - ② 激変緩和措置として、平成23年度からの一定期間(3年間で予定)においては、修繕費について、国が全額の負担を行う。
  - ③ 激変緩和措置終了後の修繕は、認定職業訓練事業費補助金を活用(国、県、設置者各1/3負担)  
※ 認定職業訓練事業費補助金：厚生労働省令で定める基準を満たした訓練を行い、都道府県知事が認定した団体に対して運営費・施設整備費等を補助するもの

### ○ コンピュータ・カレッジ

- (1) 地方自治体への譲渡については、建物の時価から解体費用を差し引いた額で譲渡することとし、その結果、10施設全てが無償となった。
- (2)① 地方自治体への譲渡前の修繕は、必要な修繕を実施した上で譲渡
  - ② 激変緩和措置として、平成23年度からの一定期間(3年間で予定)においては、修繕費について、国が全額の負担を行う。
  - ③ 激変緩和措置終了後の修繕は、認定職業訓練事業費補助金を活用(国、県、設置者各1/3負担)
- (3) コンピュータ・リース料は、一定の要件を満たす5施設について、
  - ① 平成22年度入学者は、卒業まで引き続き従前通り国が負担
  - ② 激変緩和措置として、一定の要件を満たす5施設について、平成23年度からの一定期間(3年間で予定)においては、コンピュータ・リース料について、国が全額の負担を行う。
  - ③ 激変緩和措置終了後は、認定職業訓練事業費補助金を活用(国、県、設置者各1/3負担)